

監 査 公 表

平成 26 年 7 月 31 日付けで提出された職員の賠償責任に関する監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 3 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 18 日

高知市監査委員 宮 本 光 教  
高知市監査委員 谷 隆  
高知市監査委員 竹 村 邦 夫  
高知市監査委員 高 橋 正 志

# 職員の賠償責任に関する監査報告書

## 第1 請求の内容

### 1 請求人

高知市長 岡崎誠也

### 2 請求書の提出

平成26年7月31日

### 3 請求の趣旨及び理由（請求書から抜粋）

#### (1) 請求の趣旨

① 平成21年度から平成24年度の耕地課長であった\_\_\_\_\_は、高知市田辺島丸排水機場運転管理業務に関し、重大な過失により地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項第4号の検査を怠り、本市に損害を与えたと認めるので、当該事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求める。

② 平成25年度の耕地課長であった\_\_\_\_\_は、高知市田辺島丸排水機場運転管理業務に関し、重大な過失により法第243条の2第1項第4号の検査を怠り、本市に損害を与えたと認めるので、当該事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求める。

#### (2) 請求の理由

平成26年5月9日付け26重高監第13号による住民監査請求に基づく監査委員の勧告を受け、当該勧告に係る監査結果及び当職の行った調査結果等を踏まえて検討した結果、平成21年度から平成24年度の耕地課長であった\_\_\_\_\_及び平成25年度の耕地課長であった\_\_\_\_\_の両名について、その重大な過失により、法第243条の2第1項第4号の検査を怠り、本市に損害を与えたと認めるに至った。

併せて、当該損害額及びその補填方法についても、当職としての見解を形成するに至ったところである。

しかしながら、法第243条の2第1項の職員に対する損害賠償請求については、同条第3項の規定により、監査委員に対し、その事実があるかどうかの監査をし、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めた上で、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならないとされている。

そこで、当職として、本件勧告に対する措置として、法第243条の2第3項の規定に基づく監査並びに賠償責任の有無及び賠償額の決定を求めるに至った次第である。

## 第2 請求に至る経過

### 1 平成26年3月18日 高知市職員措置請求（住民監査請求）

受託者が職務を果たしていない事を知っていたにもかかわらず、契約を解除しないまま支出した平成21年4月分から平成25年10月分までの田辺島丸排水機場運転管理業務の委託料について、各年度の耕地課長に損害賠償を請求し徴収すること等を高知市長に対し求める。

## 2 平成 26 年 5 月 9 日 高知市職員措置請求監査報告（勧告）

田辺島丸排水機場運転管理業務において、受託者が週報を作成していないにもかかわらず、適正な検査を行うことなく、週報の作成に要する部分を含めて平成 21 年 4 月分から平成 25 年 10 月分までの委託料を支払っていることは、高知市に損害を与えていると判断されるため、法第 242 条第 4 項の規定により、損害額の補填等について、適切な措置を講じることを求める。

よって、高知市において当該損害額及びその補填方法を確定し、平成 26 年 7 月 31 日までに適切な措置を講じることを勧告する。

## 3 平成 26 年 7 月 31 日 住民監査請求に基づく監査委員の勧告に対する措置としての職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定請求

### 第 3 請求の受理

本件監査請求については、法第 243 条の 2 第 3 項の規定に基づき、平成 26 年 8 月 5 日付けでこれを受理した。

### 第 4 監査の実施

#### 1 本件監査請求の取扱い

先の住民監査請求に基づく監査報告書において「適正な検査を行うことなく、当該不行使の反対給付部分を含めて委託料を支払っていることは、違法又は不当な公金の支出に該当し、当該不行使部分については高知市に損害を与えているものと言わざるを得ない」とした上で、高知市が被った損害額の補填等について、適切な措置を講じることを求めた勧告（以下「勧告」という。）に対し、市長は「住民監査請求に基づく監査委員の勧告に対する措置としての職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定請求」において「反対給付の不行使部分については、本来であれば、受託者の債務不履行に対する損害賠償額を確定し、受託者に対してその賠償を求めるべきであるが、本件においては、その履行確認としての検査が適正になされていないために、債務不履行部分を厳密に算定することが困難である。そのため、これを受託者（受託者死亡につき受託者の相続人）に請求することは、当職において当該賠償額についての立証責任を尽くすことができず、事実上不可能である。」としている。

これは、反対給付の不行使部分に係る損害について、その発生原因は受託者による債務不履行と職員による不適正な検査にあるから、受託者と高知市の双方に損害の責任があるとした勧告に対し、市長は、講ずべき措置として、当該不行使部分に係る損害は、債務不履行部分に当たるのであるから、本来的には受託者に責任があるとしながらも、当該賠償額を厳密に算定することができず立証責任を尽くすことができないために、受託者（受託者死亡につき受託者の相続人）には請求を行わないこととしているものであり、このことから、勧告において求めた反対給付の不行使部分に係る損害に関しての実質的な措置としては、当該損害額を算定することが事実上不可能であるから、補填することができないと判断したものと考える。

しかしながら、一方で、市長は「損害補填の手法としては、その履行確認としての検査が適正になされなかったことを理由として、職員に対し、法第 243 条の 2 第 3 項の規定に基づく賠償命令によることが適切であると判断したものである。」として、不適正な検査を理由に、勧告で求めた反対給付の不行使部分に加え、反対給付がなされたかが不明確な部分についても損害であると

して、職員に対し賠償請求を行うことで補填することとしている。

そこで、本件監査請求において市長が認める損害は、反対給付がなされたかどうか不明確な部分を含めて損害と認めている点において勧告とは相違していることを前提に、監査を行うこととしたものである。

## 2 監査対象事項

市長が認定した事実の有無及び当該職員の損害賠償責任の有無並びに賠償額を監査対象事項とした。

## 3 監査対象部局

監査対象部局は、次の部局とした。

農林水産部，総務部

## 4 監査の方法

提出された監査対象事項に関する資料を審査するとともに、平成 26 年 8 月 27 日に、次のとおり当該職員等から事情を聴取した。

氏名	当時の所属等	現在の所属等
_____	前耕地課担当（平成 21～23 年度）	環境保全課
_____	耕地課担当（平成 24 年度～）	耕地課
_____	前耕地課管理担当係長（平成 24～25 年度）	地籍調査課 地籍調査担当係長
_____	耕地課長補佐（平成 25 年度～）	耕地課長補佐
_____	前耕地課長補佐（平成 22～24 年度）	地籍調査課長補佐
_____	前耕地課長（平成 25 年度）	商工振興課中心市街地活性化・工業団地整備担当副参事 商工振興課中心市街地・地域商業活性化推進室長事務取扱
_____	元耕地課長（平成 21～24 年度）	退職
_____	元耕地課長補佐（平成 21 年度）	廃棄物対策課長
_____	農林水産部長（平成 24 年度～）	農林水産部長
_____	前農林水産部副部長（平成 24～25 年度）	農林水産課有害鳥獣対策専門官
_____	前農林水産部長（平成 22～23 年度）	退職
_____	元農林水産部副部長（平成 22～23 年度）	都市建設部長
_____	元農林水産部副部長（平成 21 年度）	退職

## 5 監査の期間

平成 26 年 8 月 5 日から平成 26 年 11 月 17 日まで

## 第 5 監査の結果

### 1 確認した事実等

先の住民監査請求及び本件監査請求において確認した主な事実等は次のとおりである。

#### (1) 先の住民監査請求における関係職員の意見の陳述及び関係資料で確認した事実等

##### ① 業務全般について

- ・ スクリーンごみの収集依頼があった。（日時は不明）

- ・ 本件委託業務に起因する浸水等の被害は発生していない。
  - ・ 田辺島丸排水機場のポンプ設備については、貯水池の水位上昇に伴い自動運転を行い、停電時には自家用発電機による運転に切り替わる設定となっており、ポンプ設備及び発電機設備の稼動記録により、平成21年4月から平成25年11月までの降雨に伴い、490回の自動運転がなされていることを確認した。
- ② 週報作成業務について
- ・ 週報を提出させるため、受託者に対し排水機場内で具体的な点検方法等を説明し、指導を行ったが、状況は改善しなかった。
- ③ 週一回の点検・清掃等業務について
- ・ 受託者本人に確認したところ、点検は行っていたとの回答があった。
  - ・ 職員の巡視により、排水機場内の草刈りと清掃がなされていることを確認した。(日時は不明)
- ④ 大雨洪水注意報・警報発令時の業務について
- ・ 受託者本人に確認したところ、警報等発令時の施設管理は行っていたとの回答があった。
  - ・ 水防業務時に作成する注意報・警報受信確認表(以下「メール受信確認表」という。)によれば、警報等が発令された94回のうち63回について、警報発令時に限れば28回のうち21回について、受託者からの返信等が記録されていた。
- (2) 受託者からの事情聴取記録(平成25年12月20日 聴取者:耕地課長, 耕地課長補佐)
- ① 業務全般について
- ・ これまで、排水機場の管理については間違いないと考えている。
- ② 週報作成業務について
- ・ 週報については提出していない。
  - ・ 週報について、前管理人から引継ぎはなく、耕地課職員からも話はなかった。
  - ・ 週報の提出について、平成22年に担当から言われるまでは、耕地課の職員から言われたことはなく、週報を出さなければならないとは思っていなかった。
- ③ 週一回の点検・清掃等業務について
- ・ ゴミは上げたことがある。市役所に取りに来てもらった。
  - ・ 前管理人から「自動運転しているから、東の盤(ポンプ稼動機器)に触ったらいかん」と言われていたため、(点検業務である)ポンプは運転していない。
  - ・ 週一回、内部及び外部を目視によりきちんと行っていた。
- ④ 大雨洪水注意報・警報発令時の業務について
- ・ 自分なりに、雨が降る前や注意報が出る前に点検をしていた。
  - ・ 警報時は管理していた。
- (3) 関係職員等からの事情聴取(平成26年8月27日)
- ① 業務の「事務の流れ」について
- ・ 委託料の支払は毎月16日で、委託料の支出決裁時には週報の検収ができていなかった。
  - ・ 週報は支払の後にまとめて決裁していた。
- ② 週報について
- ・ 受託者への週報提出指導及び上司への報告・相談
- 【担当職員】 担当となった平成16年から指導した回数は数え切れない。受託者からはその度に「書いて出す」と返事があった。課長に報告をしているし、課長からの指導を何度も依頼した。
- 【      元課長】 酒席を含め2回程度指導したが、先代の課長が対応して駄目だったの

だから自分が言っても無理かもしれないという認識でいた。週報を作成し始めた時期やきっかけは覚えていない。上司には相談していない。

【前課長】 就任した平成 25 年 4 月から週報の未提出及び職員による作成を認識していたが、受託者には提出を指導していない。上司にも相談はしていない。

【他の耕地課職員】 指導したことはない。

- ・ 部長、副部長も報告は受けていない。
  - ・ 週報以外に、受託者の業務履行を確認できる記録はない。
  - ・ 職員による週報作成については、担当から課長までが協議をした結果、組織としての判断である。
  - ・ 毎月 16 日の支払を優先するあまり、職員によって週報を作成した。
- ③ 週一回の点検・清掃等業務及び故障対応等業務について
- ・ 受託者との契約解除後、3 か月間について直営で排水機場管理をしていた際、田辺島丸排水機場においては、大雨で水位が極端に上がった時に、清掃が不十分であれば水路が詰まる傾向が見られるなどの状況から、受託者が一定管理をしてくれていたと思う。
  - ・ 貯水池のごみや雑草等の状況から、受託者は一定の業務を履行していたと考えている。
- ④ 大雨洪水注意報・警報発令時の業務について
- ・ メール受信確認表について、水防業務時には、まず注意報や警報が発令されたことを通知するメールを一斉送信し、返信が無ければ公用又は私用の携帯電話に連絡、さらに連絡がつかなければ自宅に連絡をする。連絡がつかなければ、場合によって職員が排水機場に出向くこともあったが、全て行けたわけではない。
  - ・ 受託者からの返信等については、多少の返信の遅れはあったものの返信があったとする職員がいる一方、返信メールが届きづらく電話に出ないこともあったとする職員もいた。
  - ・ メール受信確認表が空欄であっても、水防従事日報報告での事後確認等はしていなかった。
  - ・ メール受信確認表自体は、排水機場管理業務の履行確認資料や支払証拠書類としては扱っていなかった。

## 2 監査委員の判断

本件監査請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

- (1) 市長からの請求があった監査対象職員 2 名は、いずれも本市に対して、損害賠償責任があるものと判断する。
- ① \_\_\_\_\_ は、平成 21 年度から平成 24 年度までの耕地課長であり、高知市職務権限規程別表 1 に基づく法第 234 条の 2 第 1 項の検査を行う権限を有する立場にあったことから、地方自治法施行令第 167 条の 15 第 1 項及び第 2 項に定める方法により、契約の適正な履行を確保するため必要な検査を実施しなければならなかったにもかかわらず、これに反して、重大な過失により、契約の適正な履行を確保することなく漫然と当該不適正な検査を行ったことから、本市に損害を与えているので、法第 243 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により、本市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。
- ② \_\_\_\_\_ は、平成 25 年度の耕地課長であり、高知市職務権限規程別表 1 に基づく法第 234 条の 2 第 1 項の検査を行う権限を有する立場にあったことから、地方自治法施行令第 167 条の 15 第 1 項及び第 2 項に定める方法により、契約の適正な履行を確保するため必要な検査を実施しなければならなかったにもかかわらず、これに反して、重大な過失により、契約の適正な履行を確保することなく漫然と当該不適正な検査を行ったことから、本市に損害を与えているの

で、法第 243 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により、市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。

(2) 監査対象職員 2 名が負担すべき賠償額

- ① 平成 21 年度から平成 24 年度までの耕地課長である\_\_\_\_\_については、当該各年度における損害額の合計である 1,374,352 円に、当該損害額の積算根拠となる各委託料の支払日の翌日から支払済みまでの間を年 5 パーセントの割合により算定した遅延利息を加えた額を賠償額として決定する。
- ② 平成 25 年度の耕地課長である\_\_\_\_\_については、同年度における損害額 115,588 円に、当該損害額の積算根拠となる各委託料の支払日の翌日から支払済みまでの間を年 5 パーセントの割合により算定した遅延利息を加えた額を賠償額として決定する。

(3) 判断の理由

① 本市に与えた損害について

ア 前提

本件監査請求において市長は、損害額について「本件請求は、履行確認としての検査を怠ったことを原因として行うことから考えると、明らかに履行確認がなされていないにもかかわらず支出された委託料として、当該委託料の積算根拠等から合理的に算定できる部分を本市の損害額とするべき」として、週報の作成に相当する部分のみではなく、それ以外の業務についても、高知市に損害が発生しているとして職員に対しその補填を求めることとしている。

本来、検査とは、法第 234 条の 2 に定めるとおり、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合において、当該普通地方公共団体の職員が政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認のために行うものとされている。

そして、契約の適正な履行の確保及びその受ける給付の完了の確認のために行う検査がなされていないことによって生じる損害を考えたとき、双務契約においては債務の本旨に従った履行がなされておらず、受けるべき給付がないにもかかわらず委託料等を支出したとき、又は、適正な履行がなされていないことによって生じた本来不必要なその他の経費等について、損害が認められるものである。

したがって、違法若しくは不当な検査が認められたことのみをもって、双務契約における債務の本旨に従った履行がなされていなかったことにはならず、損害の範囲については、双務契約に基づく反対給付の履行の程度について個別具体的に検討しなければ判断できない。

かかる前提に基づき、以下のとおり検討する。

イ 反対給付の履行の程度について

(ア) 週報作成業務

前記「1 確認した事実等」(3)関係職員等からの事情聴取②において、職員が週報を作成していたこと、また、同「1 確認した事実等」(2)受託者からの事情聴取記録②において、受託者自身も週報を提出していなかったことを認めていることを確認した。

これは、週報の作成及び提出について、受託者は契約上の義務を負っていたにもかかわらず、適正な業務の履行を怠ったものであり、双務契約における債務不履行が認められる。

(イ) 週一回の点検業務

前記「1 確認した事実等」(2)受託者からの事情聴取記録③によれば、ポンプの稼働機器については運転してはいけないと前管理人から言われていたので、週一回の試運転は行っていないと証言している。当該証言については、受託者にとっては業務を履行していないことを事実上認めるものであり、自身にとって不利であるにもかかわらず証言したことからすれば、これを信憑性に欠けるとは言えないことから、週一回の試運転については、受託者による履行はなかったものと推認できる。

一方、点検業務は単に試運転のみではなく目視等による点検も含むものであるが、これらについては前記「1 確認した事実等」(2)受託者からの事情聴取記録③において、適正に履行していたとしている。

さらに、前記「1 確認した事実等」(1)先の住民監査請求で確認した事実等①によれば、水中ポンプ等稼働記録からは、降雨に伴い適切な自動運転がなされていることが確認でき、業務不履行に起因する運転停止等の記録も見受けられないことからすれば、週一回の点検業務について全く履行がなされていなかったとは断定できないものの、週報が提出されていないために、仕様書に定めた週一回の頻度で確実に履行されていたかどうかは判断できない。

#### (ウ) 週一回の清掃等業務

前記「1 確認した事実等」(1)先の住民監査請求で確認した事実等①及び(3)関係職員等からの事情聴取③によれば、貯水池のごみや雑草等の状況から、一定業務は履行されていたこと、また実際に、受託者からごみの収集に係る連絡を受けた経過もあること、さらに、受託者との契約解除後、委託によらず課において直営管理した際、大雨で水位が極端に上がった時に、清掃が不十分であれば水路が詰まる傾向を確認したことから、受託者による清掃は一定なされていたと認識しているとの発言があり、これら事実からすれば、業務の履行は一定なされていたものと考えられる。

しかしながら、ここでも、週報が提出されていないために、仕様書に定めた週一回の頻度で確実に履行されていたかどうかまでは判断できない。

#### (エ) 故障対応等業務

当該業務については履行確認できる資料が存在せず、また、週報も提出されていないことから、履行の有無を判断することはできない。

#### (オ) 大雨洪水注意報・警報発令時の業務

前記「1 確認した事実等」(2)受託者からの事情聴取記録④によれば、注意報発令時には自分なりの方法で、また、警報発令時にはきちんと履行していたとしている。

市長は、メール受信確認表における 94 回のうち 31 回については、受託者からの返信等の記録がないために、受託者において警報等を確認し待機等の業務が行われていたか否かが確認できないのであるから、この部分については、明らかに履行確認がなされていないものとしている。

しかしながら、メール受信確認表は当該業務に関連する資料ではあるものの、前記「1 確認した事実等」(3)関係職員等からの事情聴取④によれば、そもそも検査を目的として記録されているものではなく、これをもって履行の有無を判断できるものではない。

なお、週報は当該業務の履行内容について記載をする様式となっておらず、客観的に履行の有無及び内容が確認できるものは存在していない。

### ウ 結論

確実に反対給付がなかったと判断できるものは前記(ア)と(イ)の一部のみであり、当該部分については損害と認めることができる。しかし、その余の部分については、業務の履行の有無を確認できず、反対給付の有無及び程度を判断することが困難である。

もつとも、反対給付のどの程度の給付が債務の本旨に従った履行に当たるかは、かかる債務を発生させた当該契約の趣旨・目的、その内容等によって定まるといふべきところ、これらに照らして客観的な見地から債務の本旨に従った履行とみられる給付行為がなされたことが確認できた場合には、その相当部分において反対給付の履行がなされたものとして扱うべきものと考えられる。

先の勧告においては、当該契約の趣旨・目的、その内容等から、契約の目的自体は達成されているとして、受託者による業務はおおむね履行されており、契約を解除すべき程度に履行されていないとまでは断定できないと判断したところであるが、一方で、本件に関しては仕様書に定める個々の業務について、反対給付の履行がなされたと積極的に認めるに足りるだけの事実を確認できなかったことも否定できない。

また、これら事実を証する資料を欠くことは、そもそも施設の管理者であり、本件委託業務の発注者であるにもかかわらず受託者による業務履行の状況を把握できない状態に置き、検査の体制を整えていなかったこと自体に原因があったといふべきであり、適正な検査を怠っていなければ本件事態は発生しなかったという事実を鑑みれば、市長の請求どおり、受託者の業務履行が確認できない部分は全て損害と認めることもやむを得ないと判断するものである。

## ② 職員の賠償責任について

本件監査請求において、市長は「                    及び                    の両名（以下「両名」という。）は、高知市職務権限規程に基づき、法第 243 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する検査について専決権限を有する職員であり、法令に基づく適正な検査を実施することについて最終的な権限と責任を有するにもかかわらず、漫然と当該検査につき決裁したことは、故意とは言えないにしても、重大な過失がある。」としている。

両名は、高知市職務権限規程別表に基づき、法第 243 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する検査について、専決権限を有する職員であることは市長が示したとおりであり相違ない。

さらに、本件においては、担当職員が受託者に再三指導を行っても一向に改善されない状況にあり、課長として職員が週報を作成することを余儀なくされている事実を把握していたこと、また既に課内では解決し難い状況となっているのに、部長等上司に報告するなどの対応を怠り、結果として不適正な検査を継続したことは、契約の適正な履行を確保できず本市に損害を被らせる可能性を十分に予見できたと思われることから、これら行為は検査職員として職務上の義務を尽くしたものと認めることができず重大な過失に当たり、賠償責任を負うものと考えられる。

## ③ 賠償額について

「損害」についての判断は前記①「本市に与えた損害について」のとおりであり、受託者の業務履行が確認できない部分全てについて、市長の請求どおり損害と認めることとする。

当該損害に係る賠償額の算定については、以下のとおりである。

### ア 委託料について

市長は、積算方法が同一でなかった平成 21 年度から平成 25 年度の委託料の積算について、平成 25 年度の委託料内訳と時間数を基準として、業務区分の整理及び時間単価の按分等により業務ごとの委託料を次のとおり算出している。

- ・平成 21～23 年度 大雨洪水注意報・警報発令時の業務  
時間単価 1,481.272 円×240 時間 ≒ 355,505 円  
点検清掃等業務及び故障対応等業務

時間単価 1,139.097 円×172 時間 ≒ 195,925 円  
計 = 551,430 円

- ・平成 24 年度 大雨洪水注意報・警報発令時の業務  
                   時間単価 1,498.117 円×240 時間 ≒ 359,548 円  
                   点検清掃等業務及び故障対応等業務  
                   時間単価 1,152.047 円×172 時間 ≒ 198,152 円  
                   計 = 557,700 円
- ・平成 25 年度 大雨洪水注意報・警報発令時の業務  
                   年額委託料 359,548 円×7/12 月 = 209,737 円  
                   点検清掃等業務及び故障対応等業務  
                   年額委託料 198,152 円×7/12 月 = 115,588 円  
                   計 = 325,325 円

これは、平成 21 年度から平成 24 年度の業務時間も平成 25 年度と同程度とみなし、「大雨洪水注意報・警報発令時の業務」と「点検清掃等業務及び故障対応等業務」の単価差率を 1.3 とすることにより、各年度の各業務の単価及び委託料年額を算出しているものである。

平成 25 年度の業務内容とそれ以前の業務内容については大幅な変更等もなく、より実績に近い業務時間を採用したこの委託料内訳の積算は、合理的で妥当性があると判断するものである。

#### イ 損害額について

市長は、アにより割り出された各年度の業務ごとの委託料に基づき、損害額を算定している。

まず、メール受信確認表で確認できなかった部分の業務に係る損害額については、各年度の警報等の発令件数のうち返信等の記録のない件数の割合を各年度の「大雨洪水注意報・警報発令時の業務」に係る委託料に乗じて得るものとしている。

次に、「点検清掃等業務及び故障対応等業務」については、受託者による週報作成がなされていない以上、業務全体の履行確認もなされていないわけであるから、その全額を損害額としている。

以上により算定した各年度の損害額は、次のとおりとなっている。

- ・平成 21 年度 大雨洪水注意報・警報発令時の業務  
                   委託料年額 355,505 円×8/16 件 = 177,752 円  
                   点検清掃等業務及び故障対応等業務 = 195,925 円  
                   計 = 373,677 円
- ・平成 22 年度 大雨洪水注意報・警報発令時の業務  
                   委託料年額 355,505 円×7/13 件 = 191,425 円  
                   点検清掃等業務及び故障対応等業務 = 195,925 円  
                   計 = 387,350 円
- ・平成 23 年度 大雨洪水注意報・警報発令時の業務  
                   委託料年額 355,505 円×10/25 件 = 142,202 円

点検清掃等業務及び故障対応等業務 = 195,925 円  
計 = 338,127 円

・平成 24 年度 大雨洪水注意報・警報発令時の業務  
委託料年額 359,548 円×6/28 件 = 77,046 円  
点検清掃等業務及び故障対応等業務 = 198,152 円  
計 = 275,198 円

・平成 25 年度 大雨洪水注意報・警報発令時の業務  
委託料年額 209,737 円×0/11 件 = 0 円  
点検清掃等業務及び故障対応等業務 = 115,588 円  
計 = 115,588 円  
各年度総計 = 1,489,940 円

上記、市長の示した損害額については、受託者の業務履行が確認できない部分を合理的に算定しており、妥当性があると判断するものである。

ウ 各人の賠償額について

市長は、平成 21 年度から平成 24 年度までの耕地課長である\_\_\_\_\_については、当該各年度における損害額の合計である 1,374,352 円に、平成 25 年度の耕地課長である\_\_\_\_\_については、同年度における損害額 115,588 円に、それぞれ当該損害額の積算根拠となる各委託料の支払日の翌日から支払済みまでの間を年 5 パーセントの割合により算定した遅延利息を加えた額を賠償額として決定されるべきとしており、妥当なものであると判断する。

## 第6 監査結果に添える市長等への意見

本件監査請求に至った原因は、勧告でも述べたとおり、個々の職員の法令遵守意識の欠如や、委託業務の目的等を確認することなく行う安易な前例踏襲による事務執行などにある。

また、それらの背景には、田辺島丸排水機場運転管理業務の受託者が、本市の元職員であるとともに、本市と関わりが深い団体においても重要な役職であったために、組織として受託者の不適切な業務履行を容認してきたことが挙げられる。

問題の先送りを続けた結果として、本件受託者との契約締結から10年以上を経てもなお、不適切な状態が続いていたことは、到底市民の理解を得られるものではない。

職員に賠償を求めるとしたことの重要性に鑑み、必要な対策を講じることを強く要望するものであり、以下の意見を付する。

### (1) 組織における体制整備について

業務委託において、相手方が契約内容を十分に履行できない場合は、適切な指導を行うとともに、改善が見られなかった場合には、翌年度以降の委託先としての適正性を判断するほか、必要に応じて上司に報告を行うなど、状況に即し、毅然とした組織的対応を行うべきである。

長期にわたり不適切な事務を継続し、市政に対する信頼を著しく損なうこととなった本件結果については、賠償責任の対象となった職員のみならず、賠償責任の対象とならなかった管理職及び関係職員についても真摯に受け止めなければならない。

本件を当事者のみの問題とすることなく、組織全体における課題と捉え、発生原因の究明及び問題解決に向けた部局間の連携を図るとともに、問題を共有し、迅速に解決できる風通しのよい職場環境の整備を図られたい。

### (2) 法令遵守意識の徹底について

本件監査請求における損害の原因が、受託者の債務不履行にあることも明白でありながら、職員に賠償責任があったとしたことは、二度とこのような過ちを繰り返さぬことを企図した故の、厳しい判断をしたものである。

職員が萎縮することなく、今後も積極的に職務を遂行していくためにも、法令に基づく意思決定の過程及び責任の所在を今一度明確にするとともに、職員一人ひとりの法令遵守意識の徹底に取り組まれない。